

インターネット等の利用について家庭で話し合しましょう

スマートフォンやゲーム機、携帯音楽プレーヤーなどのインターネット接続可能機器の普及に伴い、SNSなどで巧みに誘い出された子どもたちが、事件やトラブルに巻き込まれる事例が多数発生しています。こうした事件・事故から子どもたちを守るために、インターネットの利用に関する知識や危険性について親子で学ぶことが重要です。

満18歳未満のお子さんにスマホ等を利用させる場合、保護者の方は次の点に注意してください。

■家庭のルールを作る

お子さんと話し合って、スマホなどの使用に関するルールを一緒に作りましょう。年齢に合わせた具体的なルールを決めることが大切です。

- 食事中は使わない
- 夜9時以降は使わない
- 家族の目が届く場所で使うなど・・・

■インターネットの危険性を共有する

インターネット上には、わなに引っ掛かる子どもを探している悪い大人がいることや、実際に起こった事件や犯罪の危険性をしっかりと教えましょう。



■フィルタリングを設定する

「フィルタリング」は、知識が十分でないお子さんの違法・有害サイトへのアクセスを制限する機能です。お子さんが事件・事故に巻き込まれないようにスマホ等には必ず設定をしましょう。

フィルタリングを設定することは、北海道青少年健全育成条例で義務化されています。

滝川市内でもインターネットに関する犯罪・事件・事故が起こっています！
ひと事と思わず、身近な危険としてお子さんとしっかり話をしましょう！

問合先 社会教育課 Tel.28-8046

住宅の新築・改修に係る補助制度のお知らせ

新築住宅取得に対する子育て世帯等の負担軽減や既存住宅の改修促進のため、新築・改修に係る補助を実施します。

- 対象者 (1) 新築：市内で自ら居住する住宅を建築または建売住宅を購入する方で、以下の条件のいずれか1つに該当する方
ア 申請時点において夫婦であり、夫婦のいずれかが昭和60年4月2日以降に生まれた世帯
イ 平成19年4月2日以降に出生した子（高校生以下）を有する世帯
(2) 改修：市内で自ら居住する住宅を改修する方（本人が所有する住宅に限る）
- 対象住宅 建設業法の許可を受けた市内に本社・本店を有する建設業者が建築または改修する住宅
・新築または建売の場合、工事請負（売買）契約の締結日が令和7年4月1日以降であることを証明できること
・改修の場合、工事請負契約の締結日が令和7年5月7日以降であることを証明でき、1工種あたりの工事金額（税抜）が5万円以上であること
- 補助額 (1) 新築：工事・購入金額（税抜）の5%（上限150万円）
※滝川市立地適正化計画における居住誘導区域内の場合は、上記で算出した額に50万円加算
(2) 改修：1工種につき工事金額（税抜）の30%（1工種につき上限5万円、最大2工種まで対象となるため、最大10万円）
※2工種で申請する場合は、同一の建設業者であること
- 申請期間 (1) 新築：5月7日(水)～11月28日(金)
(2) 建売・改修：5月7日(水)～令和8年2月13日(金)
- 申請場所 スキルアップセンター空知 (Tel.24-1880)

必ず工事着手前に申請してください。ただし、**新築・建売住宅**で4月1日～5月7日までの間に工事請負（売買）契約を締結した場合は6月6日(金)まで申請することができます。

※対象者、市内建設業者のいずれも市税の滞納がないことが要件となります。
※申請、交付ともに1回限りです。申請期間であっても、予算額に達した場合は、申請受付を締め切らせていただきます。
※要件等の詳細は市公式ホームページ(ID:2711)をご覧ください。お問い合わせください。

問合先 建築住宅課 Tel.28-8040